

徴兵工作条例の改正

徴兵工作条例が改正され 2023 年 5 月 1 日から施行されます。実際には募集人数より志願者の方が多いため徴兵されることはありませんでしたが、兵員の質の向上（学生の徴兵）を目的に改正されたものを考えられています。また新たに戦時徴集の章が設けられました。

【徴兵のプロセス】

- ① 当年 12 月 31 日以前に満 18 歳の男性公民は初回兵役登記
- ② 政治思想、健康状況と文化程度の初歩検査
- ③ 指定期間内に医療機関にて初歩健康診断
- ④ 初歩検査、初歩健康診断合格かつ政治思想が良好、身体の資質が強く文化程度の高い公民をその年の徴集対象とし、且つ本人に通知する。
- ⑤ 徴兵前教育の実施
- ⑥ 徴兵事務室は徴兵する公民リストを公示する。
- ⑦ 入隊批准書の発行、入隊通知書を発給しかつ戸籍登録機関に通知する。
- ⑧ 新兵訓練機構或いは部隊に到着後に検疫と再検査を行う。

【企業の負担】

第 17 条(一部)

徴兵が予定されている公民が所属する機関、団体、企業事業組織は便宜を与えなければならない。

第 34 条(一部)

徴兵期間、公民は徴兵に応じなければならず、同時に元の機関、団体、企業事業組織の徴兵を支持し入職の延長を許可しなければならない。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

徴兵された公民が元の機関、団体、企業事業組織の人員のときは元の単位は離職当月の全ての給与、賞与及び各種手当を全額支給する。

第 55 条(一部)

徴兵不可人員は元の機関、団体、企業事業組織の人員ときは元の単位に復帰、復職する。

【法律責任】

第 67 条

徴兵義務のある公民が兵役登記の拒絶、逃避、、徴兵拒絶、逃避したときは、法により処罰する。

新兵が兵役を逃れるため、職責の履行を拒否或いは部隊から離脱したときは、法により処分或いは処罰する。

第 68 条

機関、団体、企業事業組織が徴兵任務の完成を拒絶、公民の兵役履行を妨害或いはその他の妨害工作をしたときは単位又は責任者について法により処罰する。